

地域医療体制確保専門委員会

目 次

地 域 医 療 体 制 確 保 専 門 委 員 会 報 告 書

I. 目 的

II. 事 業 結 果

地域医療体制確保専門委員会

(平成 21 年度)

地域医療体制確保専門委員会報告書

広島県地域保健対策協議会 地域医療体制確保専門委員会

委員長 河野 修興

I. 目 的

近年、女性医師が増加しているが、育児と仕事の両立を図ることが難しい状況にあり、また、勤務医についても負担が増加し疲弊するなど、悪循環に陥っている。

こうしたことから、女性医師の就業環境の改善や就業方法の選択肢を広げることにより、離職防止や復職を促進し、医師不足の改善を図る必要があり、また、勤務医の負担を軽減することにより、勤務医の減少を抑制する必要がある。

このため、短時間正規雇用の導入や女性医師の勤務環境などに関する調査を行うこととし、具体的な女性医師対策として、女性医師の離職防止や復職支援、働きやすい職場づくりなどの就労環境改善などの検討を行った。

II. 事 業 結 果

(1) 専門委員会の開催

平成 21 年 12 月 18 日(金)

(2) 協議事項

- ① 広島県地域医療推進機構（仮称）について
- ② 県地对協 地域医療体制確保専門委員会における検討内容について
- ③ 女性医師・勤務医の就労環境に関する調査について

〔主な意見〕

(保育関係)

- 保育については、待機児童の解消が必要である。病児保育の充実も重要である。保育の環境整備が安心して勤務できることにつながる。就学時までではなく、学童保育

も必要である。

(働き方)

- 女性医師の声として時間の融通の利く勤務を望むものが多い。短時間正規雇用や、外来のみに限定した勤務形態があると職場復帰しやすい。
- 非常勤の仕事であっても、少しでも医療に関わり医療から離れずにいることで、本格的な職場復帰がしやすくなる。医師になり最初の 2・3 年に結婚し仕事を中断すると現場復帰は難しい。最低 3～5 年経験を積み、5～10 年先でなら復帰しやすい。
- 女性医師は出産で働き方を変える人が半数である。再就業でなく継続して働けることが大切である。

(主治医制度)

- 主治医制に関するアンケートも行うべきである。主治医に固執すると柔軟な勤務形態の形成は困難である。

(その他)

- 女性医師を取り巻く就業環境は極めて厳しいものがある。もっと現実の把握が必要である。
 - 女性医師が望む情報が入手できる情報センターがあるべきである。
 - 出産・育児・介護を社会全体で支えることが必要である。女性医師に対する結婚、子育て、保育所等の支援は絶対に必要である。
- ⇒ これらの意見を踏まえ、調査項目に「主治医制度」に関する項目を加え、アンケートを実施することとした。

(3) 「女性医師・勤務医の就労環境に関する調査」の概要

① 調査の目的

近年、女性医師が増加しているが、育児と仕事の両立を図ることが難しい状況が存在する。また、勤務医についても負担が増加し疲弊するなど、悪循環に陥っている。

このため、「女性医師・勤務医の就労環境に関する調査」を実施し、短時間正規雇用制度や主治医制度などについて問い、その結果に基づき、具体的な女性医師の離職防止・復職支援や働きやすい職場づくりなど、女性医師の就労環境改善策、勤務医などの業務負担の軽減策を検討す

るための参考資料を得る。

② 調査対象

広島県内のすべての病院（253施設）

③ 調査実施時期

平成22年3月

④ 調査項目

ア 短時間正規雇用制度について

イ 主治医制度について

ウ 女性医師の就労環境の現状について

エ 医師派遣にかかる営利企業等の従事制限許可基準および手続規定について

※ 調査票は別紙のとおり

女性医師・勤務医の就労環境に関する調査票

病 院 名 _____
担 当 者 _____
電 話 番 号 _____

1 短時間正規雇用制度について

県内の救急医療体制の確保をはじめ、地域医療体制を維持するためには、女性医師等に対する短時間正規雇用の導入を促進し、病院内における勤務医の疲弊を少しでも軽減することが必要と考えております。

つきましては、以下の質問にご回答ください。

(注)「短時間正規雇用制度」とは、フルタイム職員(医師)と比較して所定労働時間が短く、基本的には残業がない短時間勤務制度を医師が選択できる体制。

問(1) 短時間正規雇用制度の導入の有無

貴院では、医師(女性医師を含む)に対する短時間正規雇用制度(以下同様)を導入されていますか？

- ① 導入している。 ② 導入していない。

【前記問(1)で「①導入している。」と回答された病院のみ、問(2)～(5)をご回答ください。】

問(2) 短時間正規雇用制度の具体的内容について

—1 導入されている短時間正規雇用制度について、勤務時間の割振りの具体的内容はどのようなものですか？

(記入例)勤務日は、月～金の週5日であり、それぞれ午前9時から午後1時までの4時間勤務である。

[]

—2 導入されている短時間正規雇用制度について、勤務時間の短縮と併せて、どのような勤務が免除されますか？

- ① 時間外勤務の免除 ② 夜勤・当直の免除
③ 夜間の呼び出しの免除 ④ その他(具体的内容：)

問（３）短時間正規雇用制度の業務内容について

短時間正規雇用制度の適用を受けている医師の担当業務の内容はどのようなものですか？

- ① 外来診療のみ
- ② 外来診療以外の担当業務()

※ 今後、外来診療以外で短時間正規雇用制度での対応が可能と考えられる業務があれば、ご記入ください。

()

問（４）短時間正規雇用制度による給与について

短時間正規雇用制度の適用を受けている医師の給与はどのようにされていますか？

- ① フルタイム職員（医師）と同様の給与を支払っており、特別な取扱いはしていない。
- ② フルタイム職員（医師）の給与と比較して、勤務時間に見合った減額などの調整をしている。

→ 具体的にどのような調整をしていますか？

((記入例) 短時間正規雇用職員用の別な給与体系（給料表）を設定している。)

- ③ その他 ()

問（５）短時間正規雇用制度の活用状況について

導入されている短時間正規雇用制度は、実際に活用されていますか？

- ① 活用している。

→ 短時間正規雇用制度を活用している医師数

◎平成22年3月1日現在 医師 _____ 人（うち、女性医師 _____ 人）

◎過去3年間（平成18年度～平成20年度）の累計

医師 _____ 人（うち、女性医師 _____ 人）

- ② 活用していない。

【前記 問（５）で、「(短時間正規雇用制度を導入しており) ①活用している。」と回答された病院のみ、ご回答ください。】

問（６）短時間正規雇用制度が活用されたことによる成果・メリットについて

短時間正規雇用制度が活用されたことによる成果やメリットは何ですか？（重複可）

- ① 制度を活用した医師本人の負担が減り、従前よりも勤務しやすくなった。
- ② 従前よりも他の医師の負担が減った。
- ③ 必要な医師の確保がしやすくなった。
- ④ その他 ()

【前記 問（５）で、「(短時間正規雇用制度を導入しているが) ②活用していない。」と回答された病院のみ、ご回答ください。】

問（７）短時間正規雇用制度が活用されていない理由について

導入されている短時間正規雇用制度が活用されていない理由は何ですか？（重複可）

- ① 制度の活用を希望する医師がいない。
- ② 制度の活用に当たり、他の医師の理解を得ることが難しく、活用しにくい。
- ③ 導入している制度の内容に、活用しにくい点がある。
- ④ 制度の導入が十分に広報されていない。
- ⑤ その他（)

【前記 問（５）で、「(短時間正規雇用制度を導入しているが) ②活用していない。」と回答された病院のみ、ご回答ください。】

問（８）短時間正規雇用制度の対象者の見込みについて

導入されている短時間正規雇用制度が十分に活用された場合に、活用が見込まれる対象者は何人程度ですか。

- ◎ 医師 _____ 人（うち、女性医師 _____ 人）

【前記 問（１）で、「(短時間正規雇用制度を) ②導入していない。」と回答された病院のみ、ご回答ください。】

問（９）短時間正規雇用制度を導入しない理由について

短時間正規雇用制度を導入していない理由は何ですか？（重複可）

- ① 制度の導入を希望する医師がいない。
- ② 制度の導入に当たり、他の医師の理解を得ることが難しく、導入しにくい。
- ③ 制度を創設するに当たり、課題があるため、導入が難しい。
- ④ その他（)

問（１１）貴院において既に取り組まれている医師の負担軽減策（勤務形態や福利厚生など）で効果があったと考えられるものがあれば具体的に記入してください。

※ その他の職種の職員を対象に含むものであっても結構です。

[]

問（１２）女性医師短時間雇用導入支援及び女性医師等就労環境整備支援（ベビーシッター等活用支援）について

行政が新たに次のような制度を創設した場合、貴院で活用されますか？

- 医師の短時間正規雇用制度の導入を促進するための経費支援制度（女性医師短時間雇用導入支援）
- ベビーシッター等の保育サービスの経費を医療機関が負担した場合の経費支援制度（女性医師等就労環境整備支援（ベビーシッター等活用支援））

- ① 女性医師短時間雇用導入支援制度を活用する。
- ② 女性医師等就労環境整備支援（ベビーシッター等活用支援）制度を活用する。
- ③ 女性医師短時間雇用導入支援制度及び女性医師等就労環境整備支援（ベビーシッター等活用支援）制度の両方を活用する。

※ 制度を活用するに当たり、制度内容等で望むものがあれば具体的に記入してください。

[]

- ④ 活用しない。

※ 活用されない理由は何ですか？

[]

3 女性医師の就労環境の現状について

女性医師の就労環境の現状について、以下の質問にご回答ください。

問（１）休日夜間業務について

貴院では、女性医師が宿直するために、女性医師専用の設備を整備されていますか？

① 整備している

※具体的な設備内容は何ですか？（重複可）

a. 宿泊設備

b. 更衣室

c. シャワー室

d. その他（

）

② 整備していない

問（２）育児支援について

貴院では、女性医師のための育児支援を行っていますか？

① 行っている

※具体的にどのような育児支援を行っていますか？（重複可）

a. 院内保育所の整備

b. 休日夜間の院内保育所

c. 育児サービス費用への助成制度

d. その他（

）

② 行っていない

問（３）勤務時間について

貴院では、女性医師のための、勤務時間についての制度を設けていますか？

① 設けている

※具体的にどのような勤務時間についての制度を設けていますか？（重複可）

a. フレックスタイム

b. 始業・終業時間の繰上げ、繰下げ

c. 所定外労働をさせない制度

d. その他（

）

② 設けていない

問（４）その他

貴院において、女性医師の就労環境について、課題・問題点等、またご意見などがあれば、ご記入ください。

[]

4 医師派遣に係る営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程について
【公立病院・公的病院のみ、ご回答ください。】

問（１）営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程の有無について

貴院では、貴院の医師が他の医療機関において、診療や宿日直を行う場合の、営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程が整備されていますか？

- ① 整備している
- ② 整備していない

【前記問（１）で、「①整備している」と回答された病院のみ、以下、問（２）、問（３）をご回答ください。】

問（２）営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程の内容について

貴院で整備されている「営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程」の内容について、具体的に記入してください。（※記入に変えて該当の規程を添付していただいても結構です。）

問（３）営利企業等の従事制限許可承認の有無・運用状況について

貴院の医師が、他の医療機関において診療や宿日直を行う場合、「営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程」等に基づいた手続きを行い、実際に制度を運用していますか？

- ① 医師が他の医療機関において診療や宿日直を行う場合があり、実際に、承認手続きをとり制度を運用している。
 - 「営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程」に基づき運用している医師数
◎平成22年3月1日現在 医師 _____ 人（うち、女性医師 _____ 人）
◎過去3年間（平成18年度～平成20年度）の累計
医師 _____ 人（うち、女性医師 _____ 人）
- ② 医師が他の医療機関において診療や宿日直を行う場合はあるが、実際には、制度を運用していない。
- ③ 医師が他の医療機関において診療や宿日直を行う事例がない。

【前記問（３）で、「② 医師が他の医療機関において診療や宿日直を行う場合はあるが、実際には、制度を運用していない。」と回答された病院のみ、ご回答ください。】

問（４）営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程の運用の問題点について

貴院で整備されている「営利企業等の従事制限許可基準及び手続規程」が、医師に対して、実際に、制度運用されていない理由は何ですか？

※ ご回答いただき、誠にありがとうございました。

広島県地域保健対策協議会 地域医療体制確保専門委員会

委員長	河野 修興	広島大学大学院医歯薬学総合研究科
委員	荒木 康之	広島県医師会
	井之川廣江	広島県医師会
	小田 清	広島市立安佐市民病院
	黒田 義則	厚生連尾道総合病院
	榎原 正雄	県立広島病院
	児玉 美穂	広島大学大学院医歯薬学総合研究科
	小林 正夫	広島大学大学院医歯薬学総合研究科
	佐久間和代	JR 西日本広島健康増進センター
	種村 一磨	医療法人社団曙会シムラ病院
	高杉 敬久	広島県医師会
	茶山 一彰	広島大学病院
	津山 順子	広島県健康福祉局保健医療部医療政策課
	寺岡 暉	社会医療法人社団陽正会寺岡記念病院
	中島浩一郎	庄原赤十字病院
	中村 有美	広島市立安佐市民病院
	春田 吉則	広島大学大学院医歯薬学総合研究科
	檜谷 義美	広島県医師会
	福原 里恵	県立広島病院
	堀江 正憲	広島県医師会
	三森 倫	広島市中区役所厚生部
	渡邊 玲子	医療法人社団更生会草津病院